

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	北九州市	高い日本語能力を有する留学生の就職に関する在留資格の規制改革	日本語を用いた円滑な意思疎通など幅広い業務に従事するための在留資格「特定活動46号」の取得要件は、「日本の大学・大学院を卒業した留学生で高い日本語能力(日本語能力試験N1等)を有する場合」に限定されている。 高い日本語能力を有する「日本(特区内)の短大を卒業した留学生」、「海外大学を卒業後に来日し、日本(特区内)の日本語学校を卒業した留学生」も、同在留資格の取得を可能とする。	日本語を用いた円滑な意思疎通など幅広い業務に従事するための在留資格「特定活動46号」の取得要件は、「日本の大学・大学院を卒業した留学生で高い日本語能力を有する場合」に限定。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(法務省告示)四十六号・別表第十一	高い日本語能力を有する「日本(特区内)の短大を卒業した留学生」、「海外大学を卒業後に来日し、日本(特区内)の日本語学校を卒業した留学生」も、同在留資格の取得を可能とする。	法務省	<p>在留資格「特定活動」(告示46号)は、本邦の大学又は大学院を卒業等した外国人留学生の就職支援の施策として創設されたものであるほか、学校教育法第83条第1項及び第2項において、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、当該目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされており、また、大学院は、同法第99条において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とするとされていることから、そのような本邦の大学及び大学院の性格を踏まえ、当該在留資格は、本邦の大学又は大学院を卒業等した者を対象としている。</p> <p>その一方で、本邦の短期大学は、同法第108条第1項において、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることとされており、教授された能力を展開させ、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされている大学又は大学院とは性格が異なるため、短期大学を卒業した者については、当該在留資格の対象者とはしていない。</p> <p>当該在留資格は、本邦の大学又は大学院を卒業等した外国人留学生の就職支援の施策として創設されたものであって、上記のような本邦の大学又は大学院の性格も踏まえ、本邦の公私の機関において、本邦の大学又は大学院で修得した広い知識、応用的能力等を活用することなどを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものであることから、本邦の短期大学を卒業した者及び海外の大学を卒業後に本邦の日本語教育機関を卒業した者を、本制度の対象とすることは困難である。</p> <p>なお、本邦の短期大学を卒業した者及び海外の大学を卒業後に本邦の日本語教育機関を卒業した者については、一定の要件を満たすことで、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の許可を受けることが可能であるため御活用いただきたい。</p>
2	北九州市	海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革	日本の大学・大学院等に在籍し学校が推薦する優良学生は、「適正校」の選定に関わらず、卒業後の就職活動延長申請が認められる。一方で、日本語学校に在籍する留学生は、「在籍校が3年連続適正校に選定」されていなければ、優良学生であっても、卒業後の就職活動延長が認められない。 日本語学校の留学生においても、学校が推薦する優良学生であれば、適正校の選定年数に関わらず、卒業後の就職活動延長申請を可能とする。	留学生が在籍する日本語学校が、直近3年間に於いて、地方出入国在留管理局・支局から、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第8号に規定する「適正校」である旨の通知を3年間連続して受けている必要がある。	海外の大学等を卒業等した留学生の就職活動支援に係る取扱いについて(通知)【入管庁管第3866号、令和3年9月27日】	日本語学校が推薦する優良学生については、卒業後の留学生の在留管理に特区自治体が関与(留学生、学校、特区自治体の3者による定期面談実施等)し、適正な在留に関する信頼性向上を図ることで、適正校の選定年数に関わらず、卒業後の就職活動継続を可能とする。	法務省	本取扱いにおいて、卒業後の留学生への就職活動支援等が安定的・継続的かつ適切に行われることを担保するためには、対象学生だけでなく、日本語教育機関自体の適正化が不可欠であることから、直近3年間に於いて適正校である旨の通知を受けていることを要件としている。ご提案を実現するためには、特区自治体が自ら定期的に面談を実施し、就職活動の進捗状況の確認及び就職活動に関する情報提供を行うことに加え、在留期間内に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合に、適切な帰国指導を行うこと等を担保するなど、特区自治体の一層の取り組みが求められる。